



新型コロナウイルス(COVID-19)に関する緊急事態宣言を受けた対応について(4月16日更新)

日本製鉄株式会社(以下、日本製鉄)は、4月16日に政府が新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大することを決定したことを踏まえ、以下の対応を、国内の全事業拠点に拡大して実施します。

1. 対象事業拠点

国内全事業拠点(本社、支社・支店、製鉄所、研究所)

2. 対応方針・内容

- (1) 従業員の出勤については事業活動継続に必要な最小限に限定し、テレワーク可能な従業員については、原則、在宅勤務とします。出勤する従業員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。
また、製鉄所の生産についても、最大限の感染防止対策を講じたうえで、最小限の従業員にて行っていきます。
- (2) 会社での面着での会議は禁止とし、必要に応じてWeb会議等のICTツールにて対応します。
- (3) 国内外への出張は、原則禁止とします。(全社で継続中)

日本製鉄は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客さまや従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

お客さまを始めとする関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

以上